

阿南市告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、阿南市森林整備計画を変更したいので、同条第4項及び同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月13日

阿南市長 岩佐 義弘



1 縦覧期間

令和8年3月13日から同年4月10日まで

2 縦覧場所

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市産業部農林水産課

阿南市産業部農林水産課ホームページ

3 縦覧時間

阿南市産業部農林水産課

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

4 意見書提出の際の留意事項

(1) 上記1の縦覧期間を過ぎたの意見書の提出は受付できません。また、提出方法は直接持参、郵送（縦覧満了日まで）の消印があるものに限る。）又は電子メールに限るものとし電話又は口頭による意見は受付できません。

(2) 意見書については日本語に限ります。

(3) 意見書を提出する者が個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人の場合にあっては事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載すること。

5 提出された意見書の取扱い

提出された意見書の内容は原則として公表しますが、特定の個人を識別し得る個人情報、財産権等を書すおそれがある等の場合には、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。